

子育て応援券購入費の払戻しを請求される方へ

子育て応援券購入費の払戻し

払戻しができるか再度ご確認ください。

払戻しができるのは、以下の条件に該当し、保護者の方からの請求があった場合に限りです。

払戻しのできる要件に該当する方	○ 転出により応援券の資格要件がなくなったお子さんの保護者。 ○ 死亡により応援券の資格要件がなくなったお子さんの保護者。
払戻し対象の応援券	次のいずれにも該当する応援券であること。 ○ 転出・死亡により応援券の資格要件がなくなった日が、応援券の有効期限内であること。 ○ 1冊(500円券20枚10,000円分)単位で、その冊子の応援券を1枚も使用していない状態のもの。
払戻金額	1冊あたり4,000円(購入費と同額)
受付期間	転出・死亡で資格要件がなくなった日から、その日の属する月の翌月から6か月以内。 ※ 転出、死亡届提出後(同日でも可)受付期間内に請求してください。
受付窓口	杉並区役所子ども家庭部管理課子育て応援券担当 (区役所東棟3階) 平日 8:30~17:00

払戻し請求の流れ

- ① 転出届等提出後、受付期間内に下記必要書類をご持参又は郵送してください。
- ② 払戻しする応援券購入費は、請求書にご指定いただいた保護者の口座に後日振込みます。
受付後、振込みまでに1~2か月かかります。
- ③ 振込みの手続きが完了しましたら、通知でお知らせします。

手続きに必要なもの	① 「杉並子育て応援券購入費払戻し請求書兼口座振替依頼書」 ※振込口座等必要事項を記入押印したもの(フリクションペンなど消えるペンでの記入は不可です。)
【郵送請求の場合は①と②を下記担当へ郵送】	② 払戻し対象の応援券(1枚も使用していない応援券) ※必ず表紙にお子さんの名前を記入してください。 ③ 印鑑(「払戻し請求書兼口座振替依頼書」に押した印鑑) ※受付時に、訂正印等をいただくことがありますのでお持ちください。

その他

- ゆうちょ銀行・郵便局の口座に振込を希望される方は、振込専用の口座番号が必要です。「払戻し請求書兼口座振替依頼書」には振込専用の口座番号をご記入ください。(応援券購入費をゆうちょ銀行から引落しされている場合、引落しの口座番号とは異なります。)

振込専用の口座番号の確認については、下記「ゆうちょ振込お問合せセンター」におたずねください。

「ゆうちょ振込お問合せセンター」<受付時間>24時間 年中無休 フリーダイヤル 0120-253811

- ネットバンクへの振込は一部可(振込可能か確認しますので下記担当まで連絡して下さい)

杉並区子ども家庭部管理課 子育て応援券担当

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-5307-0786(直通)